

令和 7 年度大分県産業廃棄物実態調査業務委託仕様書

第 1 章 総則

本仕様書は、大分県が委託する令和 7 年度大分県産業廃棄物実態調査業務委託に適用する。

1 業務場所

大分県内

2 業務目的

本調査は、大分県環境基本計画及び廃棄物処理計画の進捗状況等を把握するため、産業廃棄物の排出、処理状況の実態を把握することによって、本県における産業廃棄物適正処理対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 業務項目

本業務項目は次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物実態調査
- (2) 産業廃棄物処分業実態調査

第 2 章 産業廃棄物実態調査

1 調査の概要

本調査は、県内の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。)の発生、処理状況等を把握するため、郵送によるアンケート調査(郵便調査)と、県関係部局の既存資料を基に行う調査(資料調査)により実施する。

2 郵便調査

調査内容及び方法は、以下のとおりとする。

(1) 調査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間(令和 6 年度)とする。

(2) 調査対象産業廃棄物

ア 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)

- ① 燃え殻
- ② 汚泥(有機性汚泥、無機性汚泥)
- ③ 廃油(一般廃油、廃溶剤、固形油、油泥)
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類(廃タイヤを含む。)
- ⑦ 紙くず
- ⑧ 木くず
- ⑨ 繊維くず
- ⑩ 動植物性残さ
- ⑪ 動物系固形不要物
- ⑫ ゴムくず
- ⑬ 金属くず
- ⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑮ 鋳さい
- ⑯ がれき類(コンクリート片、廃アスファルト、その他)
- ⑰ ばいじん
- ⑱ 動物のふん尿

- ⑭ 動物の死体
 ⑮ 以上の廃棄物を処分するために処理したもの
 (以下「13号廃棄物」という。)

イ 特別管理産業廃棄物

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
 ② 廃酸(pH2.0以下の廃酸)
 ③ 廃アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
 ④ 感染性産業廃棄物
 ⑤ 特定有害産業廃棄物

ただし、畜産農業からの動物のふん尿、動物の死体はアンケート対象外(資料調査)とする。

なお、排出事業者が自ら再生利用しているもの、又は何らの処理も行わずに売却しているもの(有償物)も対象とする。

(3) 調査対象業種

産業廃棄物の主な発生源となっている次の業種を対象とする。

対 象 業 種	業 種 内 訳
林業	林業
漁業	漁業、水産養殖業
鉱業・採石業・砂利採取業	全業種
建設業	全業種
製造業	業種中分類別全業種
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業(上水道、工業用水道業、下水道業)
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、上記以外の運輸業、郵便業
卸売業、小売業	各種商品卸売業、各種商品小売業、自動車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、燃料小売業、上記以外の卸売り業、小売業
不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、写真業
宿泊業、飲食サービス業	飲食店、 上記以外の宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業
教育、学習支援業	教育、学習支援業
医療、福祉	医療業、 上記以外の医療、福祉
複合サービス事業	複合サービス事業
サービス業	自動車整備業、と畜場、 上記以外のサービス業
公務	公務

(4) 対象地域

調査対象地域は、大分県全域を対象とし、市町村ごとに取りまとめを行う。

(5) アンケート調査対象

令和6年度に実施した「第6次大分県廃棄物処理計画実態調査業務委託」において調査票を送付し、回答のあった事業所（4,301事業所）について調査を行う。

(6) 調査項目

産業廃棄物の発生から最終処分までを調査し、その他事業所の概要等も調査する。

ア 事業所及び工事の概要

(ア) 事業所の概要

事業所名、所在地、電話、記入年月日、代表者氏名、記入者が所属する部課名、氏名、事業内容等

(イ) 工事の概要(建設業のみ)

工事件数、工事内容等

イ 事業活動量指標

製造品出荷額等、元請完成工事高、従業者数など

ウ 発生量

調査対象の産業廃棄物の種類ごとの発生量

ただし、廃酸、廃アルカリを公共用水域への放流を目的として中和処理した場合は、中和処理後の汚泥を発生量とする。また、含油廃水を油水分離した場合は、油水分離後の油分と汚泥を発生量とする。

エ 排出量

調査対象の産業廃棄物の種類ごとの排出量とは、発生量から法令上産業廃棄物とならない排出事業者が自ら再生利用している物、及び何らの処理も行わずに売却している物の量を除いたものである。

オ 自己中間処理状況(工事現場内を含む)

中間処理を行ったか、行わなかったか

中間処理を行った場合は、その方法を次の9項目及び各項目の組合せ処理に分類し、その処理方法と処理後の量

(中間処理方法)焼却、脱水、乾燥、破碎、圧縮、中和、コンクリート固型化、油水分離、その他

カ 処分状況

再生利用及び集積・保管も処分と仮定し、その処分先を次のとおり分類し、その処分先と処分量

(ア) 自社の埋立処分

(イ) 処分業者での中間処理(処理方法別に分類)

(ウ) 処分業者での埋立処分

(エ) 自治体で処理・処分

(オ) 売却

(カ) 自社での再(生)利用

(キ) 無償供与及び業者等が再生利用

(ク) その他(保管等)

なお、(ア)から(エ)については、中間処理施設及び埋立処分地の所在市町村名、(オ)から(ク)については相手先の所在市町村名も併せて調査する。

(7) 集計及び推計

ア 集計及び推計項目

本調査の目的を満足させるデータとして、次の項目を必要データと定め、これを把握可能なフレームにより集計及び推計を行う。

(ア) 産業廃棄物の発生量

(イ) 産業廃棄物の発生から処分までの流れ

(ウ) 産業廃棄物の地域間移動状況

以上の内容を業種別、種類別等に集計及び推計を行う。

なお、調査の推計結果については、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」(環境省、平成 22 年 4 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に基づいて、下図に示す発生量及び処理状況の流れ図にまとめるものとする。また、流れ図に示した項目の定義は表のとおりとする。

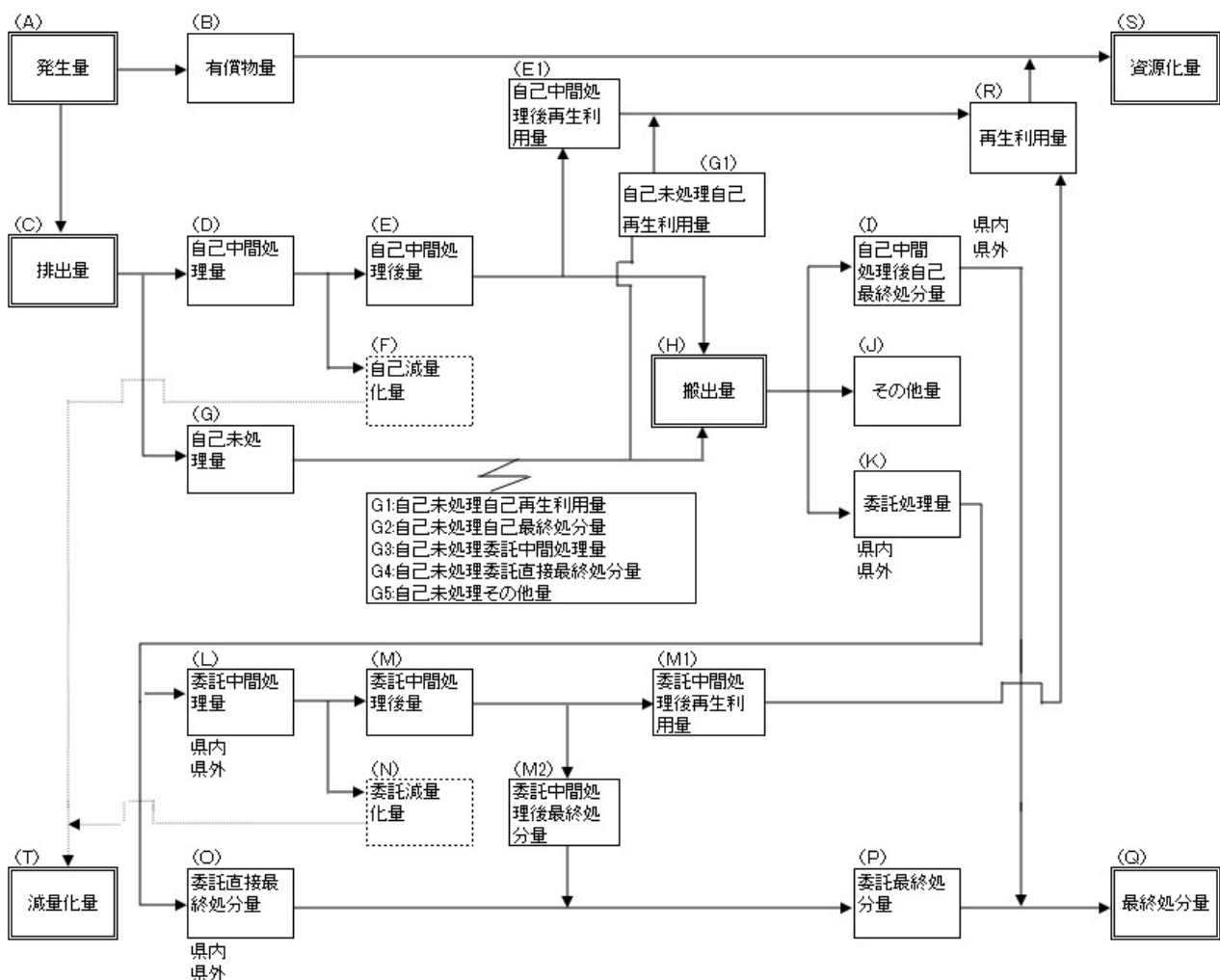


表 発生量及び処理状況の流れ図に関する用語の定義

No.	項 目	定 義
(A)	発生量(不要物等発生量)	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B)	有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量(他者に有償で売却できるものを自己利用した場合を含む。)
(C)	排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量
(D)	自己中間処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で、処理前の量
(G)	自己未処理量	(C)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	(G1)	自己未処理自己再生利用量
	(G2)	自己未処理自己最終処分量
	(G3)	自己未処理委託中間量
	(G4)	自己未処理委託直接最終処分量
	(G5)	自己未処理その他量
(E)	自己中間処理後量	(D)で自己中間処理された後の廃棄物量
	(E1)	自己中間処理後再生利用量
(F)	自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量
(H)	搬出量	(I)の自己最終処分、(J)のその他、(K)の委託処理量の合計
(I)	自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J)	その他量	事業場内に保管されている量。又は、それ以外の量。
(K)	委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L)	委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M)	委託中間処理後量	(L)で委託中間処理された後の廃棄物量
	(M1)	委託中間処理後再生利用量
	(M2)	委託中間処理後最終処分量
(N)	委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量
(O)	委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P)	委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q)	最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R)	再生利用量	排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
(S)	資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計
(T)	減量化量	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量された量

(※1)

排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。

イ 集計及び推計方法

拡大推計は、原単位法により行う。

ただし、電気・ガス・熱供給・水道業については、全数抽出・回収を原則とし拡大推計は行わない。

・ 排出原単位の算出

$$\alpha = W / O$$

α : 排出原単位

W : 集計廃棄物量

O : 集計活動量指標値

・ 排出量の推計

$$W_1 = \alpha \times O_1$$

W_1 : 推計廃棄物量

α : 排出原単位

O_1 : 活動量指標値

3 資料調査

次に示す産業廃棄物の調査は、郵便調査を行わず、県関係部局の既存資料を基に実施する。

(1) 調査対象の産業廃棄物

ア 畜産農業からの動物のふん尿

イ 畜産農業からの動物の死体

ウ 農業用使用済みプラスチック類

(2) 調査内容

ア 畜産農業からの動物のふん尿

畜種別の飼養頭羽数及びふん尿原単位から年間の動物のふん尿量を算出する。

イ 畜産農業からの動物の死体

畜種別の家畜共済加入頭数及び死亡廃用事故頭数から算出した死亡率を基に、畜種別の死体原単位から年間の動物の死体量を算出する。

ウ 農業用使用済みプラスチック類

既存資料により排出量等の把握を行う。

4 調査結果

調査結果は次の項目について報告書として取りまとめる。

(1) 産業廃棄物の発生量、排出量の現状推計

(2) 産業廃棄物の発生から処分までの処理の流れ

(3) (1)及び(2)の内容を市町村別、業種別等で区分した状況

(4) 広域移動状況を取りまとめたもの

(5) その他

5 特記事項

有効回答率を80%以上にすることを目標とし、適切な時期に未回答事業者に対する督促を行うこと。

第3章 産業廃棄物処分業実態調査

1 調査の概要

本調査は、県内の産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の処理状況等を把握するため、郵送による調査(郵便調査)及び既存資料を基に行う調査(資料調査)により実施する。

2 郵便調査

調査内容及び方法は、以下のとおりとする。

(1) 調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間(令和6年度)とする。

(2) 調査対象廃棄物及び対象業者

大分県内の産業廃棄物処分業者(特別管理産業廃棄物処分業者を含む。以下同じ。)を対象とし、受け入れた産業廃棄物の種類、処分方法、受入量を排出元の市町村(大分県以外の地域にあつては都道府県別)ごとに調査し、集計する。

また、処理後に生じた産業廃棄物について、種類、排出量、排出先市町村(大分県以外の地域にあつては都道府県)、処分方法ごとに調査し、集計する。

ア 調査対象廃棄物

(ア) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)

- ① 燃え殻
- ② 汚泥(有機性汚泥、無機性汚泥)
- ③ 廃油(一般廃油、廃溶剤、固形油、油泥)
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類(廃タイヤを含む。)
- ⑦ 紙くず
- ⑧ 木くず
- ⑨ 繊維くず
- ⑩ 動植物性残さ
- ⑪ 動物系固形不要物
- ⑫ ゴムくず
- ⑬ 金属くず
- ⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑮ 鋳さい
- ⑯ がれき類(コンクリート片、廃アスファルト、その他)
- ⑰ ばいじん
- ⑱ 動物のふん尿
- ⑲ 動物の死体
- ⑳ 13号廃棄物

(イ) 特別管理産業廃棄物

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃油(pH2.0以下の廃酸)
- ③ 廃アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物

イ 調査対象事業者

産業廃棄物処分業大分県知事許可業者 約 130 業者(※ 変動あり)

産業廃棄物処分業大分市長許可業者 約 100 業者(※ 変動あり)

計 230 業者(※ 変動あり)

3 資料調査

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第 15 条に基づき県に報告された県外産業廃棄物の搬入状況に係る報告を基に郵便調査結果と比較及びデータの補完を行い、広域移動状況を取りまとめる。

4 調査結果

調査結果は、次の項目について報告書として取りまとめる。

(1) 産業廃棄物の種類別の受託量(市町村別に集計したもの。ただし、大分県以外の地域から受託した廃棄物については、都道府県別に集計したもの。)

(2) 広域移動状況を取りまとめたもの

(3) その他

5 特記事項

有効回答率を 80%以上にすることを目標とし、適切な時期に未回答事業者に対する督促を行うこと。

また、産業廃棄物最終処分業者については、全ての業者から有効回答が得られるよう努めること。

第4章 その他

1 成果物

業務報告書を作成し、以下の数量、仕様により引き渡すものとする。

成果品	数 量	仕 様
業務報告書	4 部	パイプ式ファイル等
電子データ	4 枚	CD-R 等 Microsoft Word, Excel 及び PDF で作成

なお、業務報告書の作成に当たっては、委託者と十分な協議を実施するものとする。

2 報告

産業廃棄物実態調査については、令和7年11月30日現在の集計値・推計値を令和7年12月19日までに中間報告するものとする。

また、中間報告とは別に、受託者は委託者から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。

3 質疑

本業務遂行に当たり、本仕様書の事項に疑義が生じた場合、又は、仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

4 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たって関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守するものとする。

5 資料の貸与

本業務を実施するに当たり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、委託者が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、委託者に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

6 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

7 関係官公署との協議

受託者は、受託者及び委託者が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められたときは誠意をもってこれに当たり、遅滞なく委託者に助言、報告しなければならない。

8 業務の管理

受託者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な経験や資格を有する技術者を配置しなければならない。

9 打合せ協議

業務実施期間中、着手時、中間報告時、成果物引渡し時に加え、必要に応じて業務打合せを実施すること。受託者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、委託者の承諾を得ること。